

環林第1187-2号  
漁港第221号  
農保第413-2号  
監第2139-2号  
令和7年2月28日  
(環境林務課・漁港漁場課・農地保全課・技術管理室扱い)

各団体等の長様

鹿児島県環境林務部長  
鹿児島県商工労働水産部長  
鹿児島県農政部長  
鹿児島県土木部長

賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項の運用について（依頼）

令和7年3月1日以降執行伺い決裁分から適用する公共事業設計単価表において、公共工事設計労務単価は全職種平均で約6.0%上昇したところです。

これに伴い、県公共四部（環境林務部、商工労働水産部、農政部、土木部）における既契約工事について、別紙のとおりインフレスライド条項を運用することとしましたので、関係者への周知をお願いします。

#### 問合せ先

環境林務部環境林務課：技術管理係 電話 099-286-3340  
商工労働水産部漁港漁場課：建設係 電話 099-286-3456  
農政部農地保全課：技術管理係 電話 099-286-3242  
土木部技術管理室：積算管理係 電話 099-286-3518

**賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項  
(以下「インフレスライド条項」という。) の運用**

**1 適用対象工事**

インフレスライド条項の請求は、2(3)に定める残工期が2(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。

なお、今回の契約を令和7年2月28日以前に行なった工事を対象とする。

**2 請求日及び基準日等について**

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

**3 スライド協議の請求**

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

**4 請負代金額の変更**

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額  
( $P = \sum (\alpha \times Z)$ ,  $\alpha$ ：請負比率（落札率）、 $Z$ ：積算額)

- (3) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の

変更については考慮するものではない。

## 5 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、本工事内訳表に対応して出来高確認を行うものとすること。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが変更指示されている設計量についても基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。  
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
  - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（仮設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
  - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとする。

## 6 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

## 7 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第26条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第26条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

# 賃金等の変動に対するインフレスライド条項の運用について

## インフレスライド(増額スライド)の適用図

- ・旧労務単価で積算し、契約を2月28日以前に行った繰越工事等の場合

